

## 山形県フットサルリーグ 選手登録規定

1. 本リーグ登録の際は、公益財団法人日本サッカー協会フットサル大会登録票に必要事項を記入し提出すること。  
【未成年の登録は、保護者の同意書を添付すること】
2. 仮選手証での登録及び、試合出場は一切認めない。
3. 20名以内の一次登録選手を期限内に提出するものとし、それ以降は追加、削除等の別手続にて行うものとする。
- 3-1. 【追加登録(新規及び移籍登録について)】
  - ①登録期間は、6月1日～翌年3月31日とする。
  - ②選手は、最初に登録されたチームに所属するものとする。
  - ③JFAフットサル個人登録手続きが完了した選手のみが、チーム登録されるものとする。
  - ④移籍を希望する場合でチーム代表者の承諾及び移籍元リーグ抹消手続きが無い場合、期間の移籍はできない。
- 3-2. 【新規追加登録について】

期間中において、どのチームにも所属しない選手がリーグのチームに登録する事を指すものとする。

  - ①選手の追加(新規)は、期間中であれば受付を行う。
  - ②新規追加登録を希望する選手は、JFAフットサル個人登録を行う。
  - ③選手証が届き、JFAフットサル大会選手変更届に追加内容を明記し、宣誓書(指定書式)を添付の上、事務局へ提出する。
  - ④郵送や、FAXでの受付や会場での受付は行わない。
  - ⑤書類に不備がある場合、代表者へ登録メールアドレス宛にメールにて連絡いたします。
  - ⑥事務局へ提出書類が提出され、確認後問題なければその時点で受理し、各チーム代表者宛に受理した旨をメールにて連絡いたします。**そのメール通知後30日目(審査期間)**から出場可能になります。

例:7月31日の試合に出場する場合、7月1日まで提出、受理されること。
- 3-3. 【移籍追加登録について】

期間中に地域及び都道府県チームのいずれかに所属している選手が、他チーム、又は他リーグのチームへ登録を移すことを指すものとする。

  - ①選手の移籍は、各県所属リーグの第1節終了翌日より受付を行う。
  - ②移籍する選手は、登録されていたチームの代表者から移籍承諾書を受け取り、チーム代表者等は移籍元リーグ事務局へ大会選手変更届を提出する。
  - ③移籍元リーグ事務局から登録抹消の承認を得たことを確認すること。
  - ④移籍元リーグ事務局へ大会選手変更届と、移籍承諾書、登録抹消のコピーを添付し事務局へ提出する。(書類に不備が無ければ、確認した日付を受理日とする。)
  - ⑤FAXでの受付や会場での受付は行わない。
  - ⑥事務局へ提出書類が提出され、確認後問題なければその時点で受理し、各チーム代表者宛に受理した旨をメールにて連絡いたします。**そのメール通知後30日目(審査期間)**から出場可能になります。

例:7月31日の試合に出場する場合、7月1日まで提出、受理されること。

  - ⑦地域リーグへの移籍は、地域リーグの1次登録が終了するまで認めない。
- 3-4. 【削除について】
  - ①選手の削除は、各所属リーグの第1節終了後翌日より受付を行う。
  - ②チーム代表者等は、大会選手変更届を事務局へ提出する。
  - ③FAXでの受付や会場での受付は行わない。
  - ④事務局へ提出書類を提出され確認後、提出書類に問題が無ければその時点で受理いたします。受理後に各チーム代表者宛に受理した旨を、メールにて連絡いたします。
- 3-5. 受付期間は、最終試合が1月11日の為**12月11日迄**とする。(以後は如何なる理由があろうと一切受付けない。)
4. 【チーム代表者を変更する場合】
  - ①すべての書類やリーグ運営方針などの引き継ぎは、新旧代表者間で行ったうえ、代表者を変更する旨と新旧代表者の連絡先、署名、捺印を明記のうえ事務局へ提出する。書式は自由とするが必ず連絡が取れる電話番号、メールアドレスを記入のこと。
  - ②FAXでの受付や会場での受付は行わない。
  - ③事務局へ提出書類を提出され確認後、提出書類に問題が無ければその時点で受理いたします。受理後に各チーム代表者宛に受理した旨を、メールにて連絡いたします。

代表者変更は、受理後即日有効となる。

  - ④リーグに関する各種権限は、代表者に付与するものとする為、変更手続きがなされていない場合、シード権等の権利が付与されないものとする。
5. 移籍については、リーグ内で一度登録したチームへの再登録は原則認めない。
6. 【書類提出先】 山形県フットサルリーグ事務局 奥山 英幸  
〒999-3531 山形県西村山郡河北町字畑中90 又は、メールアドレス ioai8001@hinanet.ne.jp  
(メールにて各書類を提出する場合、カラー並びにPDF形式にて添付提出すること。)